

# 淀川水系流域委員会 第12回琵琶湖部会

## 議 事 録 ( 確 定 版 )

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日 時 : 平成14年4月7日(日) 13:30~17:20

場 所 : ピアザ淡海 3階大会議室

庶務 (三菱総合研究所 近藤)

大変長らくお待たせしました。これより淀川水系流域委員会第 12 回琵琶湖部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当します三菱総合研究所、関西研究センターの近藤で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、ご報告と幾つか確認をさせていただきます。

まず、新しく河川管理者席に座られた方がおられます。前水野河川調査官の後任の村井河川調査官です。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 村井)

村井です。よろしくお願いいたします。

庶務 (三菱総合研究所 近藤)

配付資料ですが、お手元の資料を順番に確認いたします。まず、資料 1 - 1 が「第 9 回委員会結果概要(暫定版)」、資料 1 - 2 が「第 9 回委員会資料 3、委員会中間とりまとめ(案)」、資料 1 - 3 が同じく委員会に出されました「第 9 回委員会資料 2 - 2 淀川部会の中間とりまとめ状況」、資料 1 - 4 が「第 9 回委員会資料 2 - 3、猪名川部会の中間とりまとめ状況」、資料 2 が「琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)」です。また、資料 2 の補足説明として「資料 2 補足」および「資料 2 補足追加」がございます。資料 3 - 1 が「琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ(案)」、資料 3 - 2 が「検討課題についての意見整理資料(案)」、資料 4 が今後の「委員会および部会の中間とりまとめの進め方(予定)」です。参考資料としまして、参考資料 1 が「第 11 回琵琶湖部会(2002.3.13 開催)結果概要(暫定版)」と、参考資料 2「委員および一般からの意見」、参考資料 3 が全体の「検討スケジュール(案)」です。委員の方には一部の資料を事前にお送りしておりますが、本日一式お手元にご用意しております。

また、委員の方にのみ、滋賀県からの提供資料として「琵琶湖適正利用について」を資料の補足追加としてお配りしております。一般の方には閲覧用資料を入り口の方に用意しておりますので、後ほどご覧下さい。

また、委員席には、参考として今までの資料一式を置いておりますので適宜ご覧下さい。

本日は、一般傍聴の方にも発言のお時間を設けております。後半の方でご発言頂く時間がありますので、よろしくお願いいたします。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、ご発言の際には必ずマイクを通してお願いいたします。携帯電話等については、審議の妨げとなりますので電源をお切り下さい。

本日の終了は午後 4 時 30 分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、川那部部会長お願いいたします。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

では、始めさせていただきます。

それではまず、1 番目の議題、第 9 回委員会の報告をよろしく申し上げます。

庶務 (三菱総合研究所 近藤)

〔省略：資料 1-1 について説明〕

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

今の件について、委員会に出ておられた委員は何か追加等ありますか。委員会に出ておられない方はご質問、その他ご意見を頂きたいと思います。

ありませんか。委員会で一応そういう議論があって、あるところは決まり、あるところはそのままだということですので、次へ行ってよろしいですか。

それでは、2 番目の議題「中間とりまとめについて」をお願いいたします。この中間とりまとめは作業部会で相当に議論をして頂いたと聞いておりますので、まず作業部会の方から少しお話を頂いて、それから庶務に説明をお願いします。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

資料 2「琵琶湖部会の中間とりまとめ (案)」をご覧ください。

ここに書いてありますように、これまで作業部会を 3 回開かせて頂きました。3 月 9 日と 3 月 13 日の作業部会で出されました意見を 3 月 23 日に持ち寄りまして、そこでかなり集中的に議論させて頂きました。

まず、「前文」で河川整備計画を策定するにあたっての基本的な視点として何を入れるかということ。たくさんの委員の方から意見が寄せられたわけですが、皆さまの意見を集約しますと、これまで人間の利害を中心に河川整備が進められてきた。それを少し進めた形で、我々人間や社会というものは自然や生態システムの一つの構成要素であるという視点で河川整備をやって頂きたい、ということを書かせて頂いています。

琵琶湖部会では、2 ページの目次を見て頂きますと、「整備の方向性」の中の「2 主な施策別計画、整備の方向性」のところで示されているように、我々が琵琶湖流域で直面している課題は大雑把には 4 つほどあります。琵琶湖の水位管理、琵琶湖へ流入しています多くの河川、そういう河川の洪水や水資源の開発といった問題、また湖岸・水辺の問題。これを中心に議論させて頂いたということです。

これらの課題に対して河川整備をしていく場合の進め方については 1 章でまとめさせて頂いております。ただし、言葉づかい、或いは文章表現等に適切でないところも多々ありますので、ご意見を頂ければありがたいと思います。

作業部会の方からは以上ですが、少し細部にわたって庶務の方から説明して頂ければありがたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 近藤)

〔省略：資料2について説明〕

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。作業部会の方、大変でした。

私の知っているところでは、作業部会で決められたものが今の「中間とりまとめ」としてまとめられているわけではなくて、いろいろな議論を庶務の方でまとめて頂いた内容のように聞いておりますが、委員の方、いろいろなご意見を承りたいと思います。作業部会の方は、これは自分たちがつくったものだとは、必ずしも思われる必要はありませんので、作業部会の方も、これに対してご意見を言って頂くということが必要ではないかと思いません。どうぞ、どなたからでもお願いいたします。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

前回配られた中間とりまとめ（案）と、今日配られた中間とりまとめ（案）を比較して大分意見を酌んで頂いたと思っています。実はこれまで、委員会や他の部会の中間とりまとめ（案）を見せて頂きながら、どうも解せなかった点がありまして、それは、皆さま当然ご存じで話が進んでいると思っていたのですが、川の水、湖の水ともに、水質については絶えず問題にされるのですが、水温についてはあまり問題にされませんでした。私は何度も、水温ということをお話したのですが、受け入れられない訳は恐らく魚とか水中にいる生物についての認識で問題があるのではないだろうかと思いました。

例えば、中学校の理科の本を見てみたのですが、魚が泳ぐのは索餌回遊するのだ、えさを求めて泳ぐのだ、と書いてあるのです。この説明は、生物というものは生存している環境で、陸上動物の場合は気温が、水中動物の場合は水温が影響しているということが基本的に欠けています。我々人間でも犬でも猫でも、自分で体温調節して一定の体温を持っているわけです。ですから、寒いところへ行っても暑いところへ行っても、我々人間は体温が一定なのです。ところが、魚はそうではない、体温調節が自分でできないのです。ですから、えさを求めて移動するのではなくて、適した水温に移動しているのです。これが基本です。

えさを求めなくても、とにかく魚は常に動いています。琵琶湖の中でしたら水流で一定の温度を持っているところにおいて、その水温帯(域)を追い求めて魚は動いているのです。川でも、海でもそうなのです。南の方から日本沿岸に来るのも黒潮に乗って来るというけれど、そうではなくて、自分が適水温に乗っていたら、いつの間にか黒潮に乗って日本沿岸へ来るのです。その黒潮の流れに最近変化が起きて、カツオが紀伊水道の中まで入ってくるという異常なことが起きています。その説明は、自分の適水温を求めて移動することを考えなければ理解できないわけです。カツオのえさが紀伊水道の中にいるわけではないのです。これはたまたま、一緒に乗ってきた水温の海流が紀伊水道に紛れ込むから、それにつられて入ってきているだけなのです。

つまり基本は、魚は体温調節ができないから適水温を求めて移動しているということ

す。生き物というものは非常に微妙なのです。生物についての温度は、陸上であれば気温、水に頼るものは水温ということが非常に大事なのです。

ダム問題でも、濁水や水量を言う前に、水温をその川の魚や生物の適する温度に、いかにダムの水が適応できるようにしてやるかということが基本でないといけないのです。その辺は当然ご存知だと思っていたのですが、中学校の教科書を見まして、これではいけないと思って、あえて言わせて頂きました。

それというのも、京大の大学院生で川の魚を懸命に釣って、淡水魚でも絶えず図鑑を持ち歩いている魚に詳しい人なのですが、先日、その人を連れて木津川のダムのところまで見学に行った時に聞いてみたところ、魚のことを随分詳しいはずの彼ですら、魚が水温の適温を求めて移動していることに気がついていなかったのです。これはいけないと思いました。それで敢えてそのことを皆さまに紹介したいと思ひまして、一言最初に申し上げました。そういう意味で、あちこちに水温というのをに入れて頂いたので、これでよかったです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

倉田委員のご意見は、最後のところでおっしゃったように、水温というのが入ったから、これでよいというご意見ですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ということは、逆の言い方をすれば、具体的には、資料 2 の 11 ページ 2-3(2)に「水温変化とそれによる生態系への影響」というのがあるだけでよろしいわけですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いやいや、あちこちに入っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私流に倉田委員が先ほどからおっしゃっているような言い方をすれば、琵琶湖の水温の成層状態等を十分に考えた上で、いつ頃と思われるのか知りませんが、できるだけ適した水温になるようなものを講じなければいけないとお書きになるのかと伺っていたら、そういう提案ではないのですね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

いやいや、それは細かい点でいえばそういうことなのですが、とにかく水温という字が抜けていたので、入れさせて頂いたということで、それでよいと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

敢えて言いますと、もしもそうであるとするならば、水温に関する問題を入れるべきというご意見もあるでしょうし、それはこの段階では入れるべきではないというご意見もあるでしょう。そこでやっと議論が始まるので、もしも改めてご提案になるようだったら、それを改めておっしゃって頂きたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

言葉の問題と、あと 2、3 点あるのですが、7 ページの 1「共通事項」の(1)に「健全な水循環、物質循環、生物循環」とあるのですが、私は生物循環という言葉は初めて見たのですが、これはどういう意味でしょうか、というのが質問です。

それから、2「主な施策別計画、整備の方向性」のところで、2-1(2)「環境、生態系への影響を踏まえた管理のあり方について検討すること」の中で、例えば「環境、生態系へのダメージを和らげる管理のあり方の検討」とか、9 ページの 2-2(2)「本来の河川らしい環境にできるだけ回帰できる計画とすること」とか、その中に「生物、文化の回廊としての河川」という表現があります。それから、11 ページの 2-4(1)に「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」とあります。それぞれ意味するところはわかるのですが、もう少しはっきり書いて頂きたいと思っています。

例えば 10 ページの 2-2(2)「生物、文化の回廊としての河川」ですが、私は、文化の回廊というのは意味がよく理解できません。生物の回廊としての河川というのは、生物の保全を考える時には、生息環境を保全するということと、それからもう 1 つは生物の移動経路を確保すると、その 2 つの視点があるわけです。その中で移動経路の確保というのが生物回廊、生態回廊というものなのです。例えば 11 ページも 2-4(1)「水域と陸域の生態系の連続性を確保すること」と書いてありますが、では、連続性を確保するのはどういうことなのかというのが、この言葉からはちょっと見えてきません。

ですから、例えば 11 ページの 2-4(1)でいいますと「河川だけでなく」というのからずっと来て「好ましい形状を持つ湖沼に近づけ」の次に、「生物の移動経路が保障されるよう水域と陸域の生態系の連続性を確保する」とか、「生物の移動経路の確保」という文章を、生物回廊、生態回廊という言葉と同義のものとして、具体的な言葉として入れて頂きたいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今のような問題は、もしも反対のご意見がなければ、例えば西野委員に少しその辺りをつくって頂くこととして、整理していくことで十分やれるのではないかと思います。私自身は、西野委員のおっしゃったことはよくわかったつもりでいます。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

同じような文言の説明になるかと思しますので、ここで申し上げます。

環境という言葉があちこちで出るのですが、ここでいう環境はどういう意味なのか、どこかで定義しておかないといけないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員でしたら、どう定義なさいますか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

この文章ですと、一般に使われている「環境」というだけで、環境問題の環境等が入っていないように思います。もし環境問題をクローズアップするのでしたら、「環境問題」という言葉にするだとか、或いは逆のときは

「自然環境」とするとか、幾つか整理しないと、つながらないところがあります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

或いは作業して頂くかもわかりませんので、幾つかの例を1つ2つ、もしあったら教えて下さいませんかでしょうか。そうすると、私以外も全員わかって下さると思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、わかりました。7ページの2-1の(2)「環境、生態系への影響を踏まえた」というのがありますが、多分これは自然環境という意味だろうと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それは、どう書いた方がよろしいということですか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

本項の内容から、「自然環境」だろうと思います。

そういう意味では、むしろ要らないかもしれません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

或いは、やめてしまうということですか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。このように「環境、生態系」と書いていますが、内容を見ますと、この環境は人間環境での、環境問題ではなく、自然環境の意味で使ってあります。幾つかそういうことがありますので、ご検討頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

はい、わかりました。

他の方はいかがでしょうか。或いは、もう少し大きい問題のところでも結構です。

藤井委員（琵琶湖部会）

大きな問題ではありません。個別の問題です。

地下水の問題が取り上げられているのは多分ここだけだと思いますが、9ページの2-2の(1)のところに「地下水の枯渇対応」というのがあります。これは琵琶湖の表流水だけではなくて、今まさにあちこちで起きています。地下水の影響というのは、琵琶湖でもこれから非常に大きな問題になってくると思われれます。地下水の枯渇だけではなくて、地下水の汚濁と、むしろそちらの方が非常に大きな問題になると思われれますので、そこにつけ加えて頂けたらと思います。9ページの2-2の(1)の です。

村上委員（琵琶湖部会）

これは私が今までずっとやってきたことの、また繰り返しになるのですが、要は、全体的な議論として、河川管理を一体だれがするのかということが、まだ明確でない気がしています。

前に川那部部会長が出して下さった前文の中では、基本的に住民が知恵を出して汗を流して、行政がバックアップをしようというような書き方がしてあったと思いますが、今回の前文は抜けていたのでしょうか。これだけを読んでみますと、基本的にはやはり行政がやるという感じに、私には読み取れました。例えば、の(3)に書いてある住民参加の部分ですと、計画策定の中で住民意見を聴くとか反映するということは書かれているのですが、そうすると結局、最終的には事業を実施するのは行政であって、その後の調査等も行政がどこかの会社にお金で依頼してやるという形になるのかなという感じに読み取れてしまうわけです。

私は基本的に今後、地域住民が自治の一環として河川管理をやるものだと考えていく必要があると考えています。そのように考えた時に1つ、住民参加の部分でいえば、計画だけではなくて河川管理への参加、或いはその後のモニタリングへの参加、こういったものも明文化した方がよいのではないかと考えています。管理というものに、どういうものがあるのか、まだはつきりわからないのですが、例えば河川の中での流路を妨げている柳を切るとか、そういったことに関しても地元の人ができるはずですが、また、それをどうやって地域の人と連携してやっていく体制づくりをするのかということに関しては議論がありますが、これはやはり、非常に大事な議論であると思っています。

もう1つ、いわゆる住民自治というものがだんだんされなくなってきているわけですが、その中で非常に問題だと思っていることは、地域に住んでいる人たちの河川に対する感覚が非常に鈍っているということだと思います。例えば普及啓発という部分で、7ページの1「共通事項」に(2)「水・川・湖に対する意識の向上のための施策を検討すること」とあるのですが、意識啓発だけでは実は駄目ではないかと思っています。ここは、例えば流域住民の水・川・湖に対する感覚、あるいは立ち居振る舞いを向上させる、というような書き方の方がよいのではないかと思うわけです。

要は意識啓発で、今まで琵琶湖に関しても琵琶湖をきれいにしなくてはいけないという



ことは皆さままで言っていて、そうだねとは言いますが、実際はなかなか動かないというのがあります。では、具体的に私が言っている川の感覚といえば、例えば、今日はこんなに雨が降っている、では、川のかさは今このくらいまで上がっているか、みたいなことは、昔の人はわかったはずです。そういった川の感覚といったものを研ぎ澄ますためには、地元の人がやはり現場に出なくてはいけないと思います。それも現場に出る機会というもの、管理や調査という部分だと思っただけです。管理や調査を地元の人がする機会を意識的につくっていかねば、地元の人が自分たちで河川の利用と管理というものを一緒にやっていくということではできないだろう、意識の中から離れたままになるだろうと思います。

もう1つ、要は自治でなければ駄目だということに更に追加しますと、11ページの2-4の(2)に「適正な利用のあり方を検討すること」とあるのですが、ここも、湖面利用の適切な利用のあり方を利用者間で調整する仕組みをつくっていくということだと思っただけです。

「ルールづくり」が出てきているのですが、いろいろな利用者の利害の対立がある中でそれを調整していくには、もちろんルールづくりもあるのですが、その前に、どうやって保全するのかということの共通目標がまずあって、お互いのマナーを守るためにルールをつくるということです。それぞれがよいというものをつくるのが先にあるわけです。ルールというのは、例えば法律をつくるか、皆で守らなくてはいけないものをつくるか、税を取るといことになるのですが、それと同時に関係者が話をし、お互いが自分達のやってはいけないことをきちんと認識する等、それが一番大事なことであって、やはり住民のコミュニケーションをつくっていくことが非常に大事だろうと思っています。

#### 小林委員（琵琶湖部会）

1つは、これはどういう聴き方をしてよいのかわかりませんが、河川整備をやるという前提があって、こうした方向性なり、或いは基本的な考え方なりが出てくるような気がします。河川整備ありきであって、こういう考え方をしていくということだろうと思いますが、そのありきの部分で、何故河川整備をやっていかななくてはいけないのか、必要であるのかという部分はなくてもよいのかどうかということをお尋ねしたいのです。

あとは非常に細かい点ですが、先ほどから出ている言葉の点で、例えば3ページの前文の上から7行目に出てくる「湖岸域の物理環境」というのは何を言っているのかお聞きしたいのです。そこから3行ほど下の、「水環境」は納得できるのですが、「生態環境」という言葉は何を意味しているのでしょうか。それから、終わりから3行目に「自然・生態システム」とありますが、何故、ここだけ片仮名を使ったのでしょうか。システムであれば系ですから、生態系という言葉が何故出てこないのかと思いました。後を読んでもわかりません。

#### 川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

河川整備計画の必要性について小林委員にお尋ねしたいのですが、つまり河川整備計画をつくらなければならないということは河川法に指定されているわけなので、いわゆる「河川管理者」がつくるとおっしゃる理由は極めてまじめというか、素直なわけです。

小林委員がおっしゃる意味は、委員会として河川整備計画をどう考えるかということの前文に書くべきだという意味でしょうか。或いは、いわゆる「河川管理者」がこうであるとお答えになれば、小林委員はそれで満足されるという意味でしょうか。

小林委員（琵琶湖部会）

極端な言い方をしますと、河川整備整備に対する基本的な考え方、方向性をもってすれば、何も整備をしなくてもよいのではないかと、放っておいてもよいのではないかとというような話になってしまいそうな気もするわけで、あくまでも河川整備をするについて、こういう考え方なり方向性を持つべきであろうということだろうと思います。ですから、そのところで何故、河川整備が必要であるかということは、やはり部会なりの意見として、どこかに述べておく必要があるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それは非常に大きなことだと思うので、もし議論するとすればしばらく時間を待って頂いて議論したいと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

20年、30年、100年先という話になってくると、今の河川管理は国ですとやっておられるのですが、町を通過して川があるわけですから当然、計画の中で管理というものは市町村に代って行くのではないかと、そうあるべきかと思ったりしているのです。

ですから当然、100年先を考えるのであればこの中に、行く末は市町村で、川のあり方とか望むところはやっていくとか、そういう言葉も入れておかないと、このままずっと国が管理していったらよいのかという、そんな気はしています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

河川の管理をどこがすべきであるという議論は今までなかったと思います。つまり、どういところが管理して、どうするかということについて検討しなければならない、という議論は何回か出ていたと思いますが、まだ河川整備計画へ入れるという議論は出ていませんでした。今日、特にご意見をお出しにならない限り、河川管理をどこにすべきという話を中間とりまとめへ入れることは大変難しいと思います。

それから、村上委員が先ほど言われた、中間取りまとめに入れるか入れないかは別にして、主体は住民の方にあるのだという考え方は過去に議論がありましたので、そのような内容をここでは議論したが書かれていないから入れるべきであるというご意見であれば、それはそれとして扱うことが可能だと思います。井上委員は、どちらの方のお考えですか。

井上委員（琵琶湖部会）

遊びという部分で資料2の「琵琶湖および流入河川の問題点」の表に、「湖岸、水辺」の「利用面」の欄に、「湖岸の適正な利用やかかわりやすくすることの必要性」とあるのです

が、では、具体的にどうするのかとなったら、何にも出てこないわけです。

やはりそれは当然、その町の問題になってきた方が解決しやすいだろうと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では、ある議論が確かにあったように思いますが、つまり、中間とりまとめのところでもそのことを決定的に物を言うのか、それとも、そういう問題は引き続き考えるべきである、或いは河川整備計画の中でも、そういうことを考えるべきであるということを使うということなのかによって取り扱いは全く違ってきます。そこはどちらのお考えなのでしょう。

井上委員（琵琶湖部会）

お任せします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

西野委員（琵琶湖部会）

先ほど、倉田委員の話の中で水温の話が出ていましたが、地球温暖化に対する対応というのが前の議論ではあったと思います。中間取りまとめでは完全に脱落しているのですが、その扱いは作業部会ではどうなったのでしょうか。もう入れないという議論になったのでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

地球温暖化の話をもっと入れないという議論ではなくて、意識はしているのですが、流域委員会の方で非常に重要なテーマとして議論されておりますので、重複を避ける意味で抜いているのかもしれませんが、入れた方がよいということであれば当然入れるべきだと思います。

それから、先ほどの小林委員の質問に対してですが、前文の中の「物理環境」といいますのは、湖岸域の浜の形とか底質（材料）、河口の形など、いわゆる水位変化に伴って、流れ等の物理現象が変わりますが、それに付随して変わる問題と、人が手を加えて物理的な形を変えるという、そういう意味で使っております。私は河川工学ではあたり前の言葉ではないかと思っておりますが、もし不都合であれば、教えて頂ければ変えさせていただきます。それから、「システム」は単に、「系」というよりも片仮名の方が受けがよいのかなという単純な意味で使っております。変えるのに抵抗は何もないと思います。

それから、全体にローマ数字と算用数字が出てくるのは非常に奇異な感じがしていて、後でこれは算用数字に全部変えた方がよいのではないかと思います。ローマ数字と算用数字がごちゃごちゃになってくると、説明も大変ですし見栄えもよくないからです。それから、6ページと7ページの と 、ここは合体した方がよいのではないかという印象を持

っています。細かい文言については部会の後に開かれる拡大ワーキングで議論させていただきたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

江頭委員、委員の立場でしゃべりたいので部会長を少しの間、代わって下さいますか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

3つほど申し上げたいことがあります。1番目は、10ページから11ページにかけての2-3「流入水量コントロール・貯留」という項目が特記されている理由というのを、教えてください。つまり、河川整備計画の方向性については治水・利水・環境というのではなくて具体的な問題としてやるべきであるというお考えは、大変よいと思います。そういう意味では、2-1「琵琶湖の水位管理」という問題と2-2「琵琶湖へ流入する河川について」と、2-4「湖岸、水辺対策」は、極めて具体的なものとしてよくわかります。しかし、「流入水量コントロール・貯留」は、いわばそれらに対する前置きのような部分もあるでしょうし、或いは前置きとしてはある部分に偏っているという言い方もできるでしょう。中身を見せて頂くと、2-1、2-2、2-4 辺りに入れた方がよい内容のものもあるかという気がするので、ここを特記された理由を簡単に、ご説明下さい。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

これは個人としてではなく、作業部会として答えさせていただきたいと思います。

2-3の見出しは「水資源開発と洪水調節」という入れ方もあろうかと思います。これは具体的には琵琶湖流域にありますダム貯水池の問題を想定しているわけです。しかし、具体的にダム貯水池という問題にしますと、私どもは、この部会でダム貯水池の説明もきちんと受けていませんし、その内容がどういうものかについてもきちんと説明を受けていません。現時点では、我々はこれに関する知識が非常に少ないけれども、将来的にはそういうものが出てくるであろうことを想定して、こういう入れ方になっているということです。

私個人としては、特段ここに入らなくても、流入河川の内容に含めてもよいと思っています。ただ、こういう入れ方がよいのかどうかという議論は、まだ十分尽くされていないので、これは皆さまの意見を伺った方がよいのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

2つ目はかなり具体的な内容なのですが、例えば2-1「琵琶湖の水位管理」という問題に関して、洗堰操作に対する影響の検討という時に、もし全開して何も操作しなかったらというのは、確かに議論として存在したところですが、もう1つの議論として存在したのは、基本的には天然湖である琵琶湖と、ダムとして扱う時の琵琶湖とは、非常に大きな矛盾

があると思います。これはどちらがよい、悪いではなくて、非常に大きな矛盾をどのように扱うかということが、従来とは全く違った考え方で考えなければならないという議論がありました。

生物は大変長い間進化もしてきましたし、生物などのことは前の方で自然の湖沼に関する問題として出てきているわけですから、そちらを考えに入れながら、利水、治水を考えなければいけないという言い方で私自身は申しました。琵琶湖の水位管理というのは、基本的にそのように矛盾している問題があるので、その点はどのように考えていくかということは従来の方とは全く違った観点から考え直さなければいけないという言い方をした方がよいと思います。

それから、2-2(2) 「多自然型工法等に関する評価」というのは、日本語としてどのように受け取られるか、ということです。評価という言葉には、どちらであるかをきちんとするというのと、これは評価いたしますというのと2つの理解があります。そういう意味で見ていくと、大変客観的な言葉遣いとして考えていらっしゃるのですが、一般の人たちには客観的な問題ではなくて、琵琶湖部会の方向であると受け取られてしまうような部分がかかりたくさんあると思います。そこは直した方がよいのではないかと思います。

それから、ダム問題については、10ページから11ページ辺りに幾つかあるわけですが、琵琶湖周辺のダムの問題は、何度も議論されましたし、それに関する一致した意見が存在していないことは確かです。しかし、大変大きく議論されましたし、また、琵琶湖部会が始まった最初の頃に、いわゆる「河川管理者」から、例えばという例で名前も出たという状態であるとすれば、従来の一般的な言い方をすれば国が直轄している部分だけではなく、県等がしようと思っているダム等についても最低限考えなければならないという文章がどこかにある方が従来の部会での意見で出てきたものであると思います。やめなさいというような話はないわけですが、そういう議論をすべきであるということが議論されたという点では、そのことをはっきりと書いた方がよいという気がしました。それが2番目です。

3番目は、「前文」でして、これは、中間取りまとめ(案)をつくって下さったメンバーが、委員会の中間とりまとめ(案)の最初の数ページにあるようなものはできるだけ書かないでおこうと思われたことは非常によくわかるのですが、もしも琵琶湖部会の報告として出るようであれば、淀川水系流域委員会の目的と特徴というところまではいかないとしても、現状とその背景については、こういう問題がある、或いは21世紀の初頭にあって全面的にこういう問題を考えなくてはならないということ等、そういう意味において河川整備計画がつけられているという内容が前文のところにあってもよいと思います。

琵琶湖部会の委員のように、実際に議論をしてきた人間は、「前文」を見ると、ここはあの議論だというのはよくわかるのですが、一般の方がこれをご覧になると、従来のやり方をちらりと変えたらよしい、と言っているように聞こえないかというのが私の心配です。部会でいろいろな議論をし、もっと極端に言うと、「河川管理者」が河川整備計画を最初から勝手に立てずに、どういう河川整備計画がよいのかということを知られた大変な積極性を非常に強く受け止めて議論をしてきたことが、この「前文」のところにはっきりした形であらわれたらよいと思います。つまり従来のやり方はこのように変えないといけ

ないのではないか、こういうところは河川の問題だけではなく暮らしの仕方みたいなところはどうか、ということが書かれた方が、一般の方がお読みになった場合に、ああ、変わったなということが、或いは淀川水系流域委員会は、少なくとも従来行われた流域委員会とは非常に違うということが見事にわかって頂けるのではないかと思います。

私が案に書きました「前文」をこのように減らされた理由は、1 つは、淀川水系流域委員会全体の間とりまとめとはできるだけ重複しないでおこうということ、もう1 つは、いわゆる「河川管理者」に対して具体的に言おうという考えは大変よくわかるのですが、逆に全く一般の方の目を見た時には、その辺が昔のままと思われるとやはり嫌だと思えます。「前文」については、私が以前に書いた案も含めて、どちらがよいかとお聞きするのがよいのかという気がしました。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今、川那部部会長のおっしゃった意見にも関連すると思いますが、私も作業部会に参加しているのですが、3 回の作業部会だけではやはり限界がありまして、十分網羅しているとは思っておりませんし、その辺は今日の部会なり、部会後に開かれる作業部会で詰めていければよいのではないかと考えています。

特に今、川那部部会長のおっしゃったダムの問題については、私も非常に気になっておりまして、特に琵琶湖部会は、近畿でも最大規模の丹生ダムを抱えております。この問題について意見を出しておりまして、「資料 2 補足」をご覧頂きたいと思えます。まず新設で 2 - 2(3)としまして、「丹生ダム計画の見直し」を新たに入れて頂きたいと思えます。具体的には「水需要予測を再検討する、治水の代替案をつくる、濁水対策を行い、自然の復元を行う」というぐあいに頂きたいと思えます。

もう1 点あります。これも新設ですが、2 - 4 のあとに「2 - 5 水質保全」を入れて頂きたいと思えます。先ほど水質の問題も出ていたのですが、水質の問題が弱いようですので、まず「(1)水上バイク等による水質汚染対策の強化、(2)流域排水の浄化、(3)地下水汚染対策、(4)湿地・内湖の保全・復元」という項目を入れて頂きたいと思えます。

これにつきましては、前回の第 9 回委員会でも芦田委員長から、これまでの間とりまとめ案で具体性に欠ける面があるということで、できるだけ具体性のある表現をして欲しいという要請もありました。また淀川部会、猪名川部会については、比較的治水、利水、環境というとりまとめ分類がされているのですが、琵琶湖の場合は、琵琶湖に触れなければならないという特性が出ているように思えます。そういう意味では特に丹生ダムの問題については、具体的な提起をして検討してもらいたいと思えます。

さらにもう1 点加えますと、湖中砂利採取の問題です。2002 年 3 月 19 日の中日新聞に、県民意見を募るということで「滋賀県骨材需給計画(案)」というのが出ておりました。私もあまり知らなかったのですが、昭和 40 年頃からずっと行われて、既に 30 年ほど湖中砂利を毎年約 20 万 m<sup>3</sup> 採取していたということで、大変な量の砂をとってきたわけです。そのことが渚の破壊や、琵琶湖の形状変更等に影響しているのではないかとということが、この流域委員会の議論でも出ていたのですが、2010 年、平成 22 年までに廃止という方針を

滋賀県は出しています。この湖中砂利問題を2-4辺りに入れておく必要があるという感じがします。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今の丹生ダム計画の見直しという項目を入れるかどうかは大きな問題でして、当初は、流域委員会では具体的なことは出さないという申し合わせがあったと思います。そこら辺はどうさせて頂きませんか。

村上委員（琵琶湖部会）

私の認識としては、中間とりまとめの中で具体的な事業に関しては言及しないということになっていたと思うので、丹生ダムについての項目は立てられないと思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も当初そういう理解をしていたのですが、この前の第9回委員会の中で芦田委員長が全体の計画の中ではもう少し具体性のある表現をして欲しいとおっしゃっていて、これまでの中間とりまとめの作業中とは少しその辺の認識は違っていたわけです。そうすると丹生ダムの問題はきっちり出しておいた方がよいのではないかと理解しています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今、村上委員がおっしゃった通り、今回はダム問題については触れないという認識を持っています。しかし、ダム問題がダム以外の流域河川全体に波及するような、危険視される、或いは逆に非常によい効果がありそうだというような、波及効果がありそうな面については一応踏まえておかなければいけないという認識でいたのです。ところが、今、寺川委員がおっしゃった通り、この間の委員会で芦田委員長の発言によって、最低限必要な指摘は許されるのだなと私も思いました。

それぞれダムには個性があるので、もう少し踏み込んで、どこのダムのことを言っているのかを言わないと、つくった年代も目的も違いますし構造まで違うわけです。この琵琶湖部会で扱わなければならないダムの問題と、他の部会で扱うダムの問題とは少し違うように思います。ですから、その辺はわかるような表現である程度触れるべきだと思います。但し、部会でまともにダム問題を議論していませんから、あまり踏み込めないと思います。しかも専門の委員がいらっしゃるのですから、今回はあまり具体化しない範囲で触れるようにした方がよいのではないかという気がします。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

その件で1つ提案させて頂いてよろしいでしょうか。

この2-3「流入水量コントロール・貯留」というのは何のことかわかりませんので、ここを少し見える格好にしてはどうでしょうか。例えば、「水資源開発と洪水調節」という見出しにしたらどうでしょうか。

仁連委員（琵琶湖部会）58

河川管理のハードな技術のあり方をここでは扱っていたと理解していました。河川管理の中には堤防を築くとか、ダムを建設するとか、ハードな技術対応があります。それに対してどういう考え方で臨むのかということで理解していました。

ダム問題になると、もう少し視野が大きくなっていくのではないのでしょうか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

いろいろご意見とご指摘が出てきて、なかなか難しいのですが、先ず中間とりまとめ(案)をつくってきた背景を理解した上で、これからどう進めていくかということを検討した方がよいと思います。

非常に限られた作業部会の時間の中でどこに絞っていくかということがあったのですが、非常に重要なことは直轄の河川管理に関わる部分は最低限きっちりとして現在に至るまでの議論を背景に事柄を整理しましょうということで、いろいろな意見は出てきたのですが、議論をつくされていないものについては、ちょっと横に置いた形で、それぞれ皆さまのご意見の集約されたものは、具体的な項目から論点を整理してとりまとめの骨格をつくりましょうということになりました。今のところは骨格なのです。

先ほどまでいろいろなご意見が出て、入っていないところがあるということは、十分理解していましたので、現在の組み立てのどこに付加するか、或いは変えるか、また、温暖化の部分もそうですがさらに議論をし尽くされなければ中間とりまとめに書けないのではないかと、ということが明らかになり、今日の議論は非常に役に立ったと思います。

先ほどの2-3の貯留の話は、最初はダムでスタートしたのです。具体的に言うと、丹生ダムがあります、これは直轄の事業でこれからの計画の中にどう位置付けるかという非常に重要な問題ですから、中間とりまとめなり、琵琶湖部会で少なくともそこに関わることは何らかの形で出てこないといけないでしょう。ただ、その書き方をしますと、全体にわたる議論に関わる部分が非常に不明確になる、或いは不明瞭になる、或いは完全に落ちてしまうようなことがあったので、書き方としては、これは庶務の方でいろいろ考えて整理して頂いた結果、この「流入水量コントロール・貯留」という項目になっているのです。水量のコントロール、或いは貯留という言葉を使っていたのは、1つはそういう経緯がありました。

ただ、「貯留」という言葉が必要だったのは、ダムだけではなくて森林とか、要するに水源涵養の部分が非常に大きく関わりますし、全体の議論としてはそういうことが重要なので、項目としては若干ぼかしたような形になっているのです。これは、皆さまに、どのような書き方にするのかを決めて頂いた上で整理した方がよいだろうと思います。場合によっては、水源涵養という全体的な話をこの中に入れられないことはないのですが、それが直轄の事業とどう関わるかというようなことが、ある程度部会の中で理解された上で書かないと、ごっちゃになってしまうということはあるかと思えます。経緯としてはそういうことでしたので、今のいろいろなご意見も含めて、これからのとりまとめ作業はかなり重



要になってくるという認識になったと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

「資料2補足」の1ページ目の下段の方に誤植がありますので申し上げたいと思います。

倉田委員と書いてある のところは、2行目の真ん中から後半に「(目下、調整研究中)」と書いてあるのは、「調査研究中」の間違いです。調査が調整になっています。それから、5行目で、 の文章ですが、「姉川河」口、口が抜けています。姉川の南浜になっている、口を抜かしています。

それから、そのあと冷水病云々と書いてあるのですが、これも、ちょっと説明不足です。第9回の委員会で(湖面水位が)水温4より高くなるとアユが(川の冷たい水を求めて)遡上するという話に対して、傍聴者から10ではないかと質問されましたが、現在はアユの放流は、各河川で殆どが10を目安に放流を始めるようになっています。しかし、ダムができたところでは片っ端から冷水病が発生するので、それに対応するために内水面漁業協同組合連合会の方たちは、水温が高いところで放流するようになったのです。以前は水温が低いところでは6くらい、高いところでも8までの間に放流していました。冷水病が出てきたために、それに対応して10~14ということになってきているので、その辺は誤解がないようにして頂きたいと思います。

(注：アユ種苗放流水温が高くなっているのは、天然種苗をそのまま放流した昭和年代と違って、今では畜養して少し大きく(12~15cm体長)して放流するため、その成長促進上から10水温で畜養し、その水温10になじんだアユ種苗を使うためである。)

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今度は部会長としての意見です。

「丹生ダムの計画の見直し」という言い方ではない方が、むしろ琵琶湖部会としてもよいと思います。1つ理由がありまして、丹生ダムの問題については、もう少しきちっとした議論を中間とりまとめではなく最終的な答申の時に、河川整備計画案に出てこようが出てこまいが、議論は恐らくしなければいけない問題ではないかと思います。

ですから、そういうような問題を考える時には、丹生ダムについては議論をしたことは事実ですから、是非書いておくべきであると思います。つまり、ダムの問題は全然扱わなかったわけではなくて、しかも1つだけではなく、それ以外にもいろいろ直轄、或いは県営の河川にたくさんのダムが考えられています。例として丹生ダムを使いながら考えてきたということ、一般にダムについてこういうことは大事であるということは別記するかどうかは別にして、やはり書いておくということでしょうかと思います。

寺川委員、それでお許しを頂けますか。つまり「丹生ダムというものを材料にしている議論した結果」というような文章が入ったとしても、丹生ダムだけではなくて、琵琶湖の周辺のありとあらゆるダムについて、こういうような問題が考えられなければならない。その結果としてどうなるか、各々のダムをどう判断するかはずっと後の問題であるという内容のことをどこかに入れさせて頂く、ということではどうでしょうか。

それから、水質保全についてお書きになったのは、私は正直言って迷っています。というのは、おのこのことが水質保全という見方をすれば、そのようにまとめられるし、そのものが違う見方で見れば違うようにまとめられますから、繰り返しもう一度やるかどうかというのは、少し考えた方がよいのではないかという気がしました。

先ほど、江頭委員が2-3「流入水量コントロール・貯留」というのは、ばらしても構わないとおっしゃいましたので、私は、もし皆さまが賛成であれば、そうさせて頂いた方がよいのではないかと思います。

2つ理由がありまして、1つは、2-3を「水資源開発と洪水調節」という言葉に変えようかとおっしゃいました。確かにそれはあるのですが、仁連委員がおっしゃったように、かなりハードな性格が強くなります。それから、治水と利水に環境が加わってきたという感じが非常に強いです。それですと、3つをちゃんと並べようという考え方にふさわしくないところがあるのではないかという感じがします。

2-3の「流入水量コントロール・貯留」のすぐ後ろにある文章を読んで、あえて素人として言いますと、「河川法に新たに「河川環境の整備・保全」が加わったことにより、これまで治水、利水を主な目的として進めてきた従来の水資源開発と河川環境との間でコンフリクト（軋轢）が生じている」と書いてあります。この文章では、これは本当ですかと聞きたくになります。

何故なら、まず、治水、利水を主な目的として進めてきたところでは、コンフリクトはなかったのかということ、私の知る限りそうではありません。それから、河川環境の整備・保全が加わったからコンフリクトが起きたのかという点でも、そうではないわけです。例えば、洪水をどのように川の中へ溢流しながら流すかという問題の時には、少なくとも「河川管理者」の一部の方からご説明になった時には、それが自然環境保全のためであるという説明は、どこにもありませんでした。それは非常に正しいことだと思っています。つまり洪水調節という治水の立場にとってのオルタナティブがあるというご判断だったと聞きました。そうすれば自然環境の方から見たら、どちらがよいのかという判断はまたいろいろとあるという問題になるはずなので、ここの文章は少しまずいという気がします。

というようなことを一般的に考えますと、「水資源開発と洪水調節」という言葉だけが1つの項目として表に出てきますと、新しく自然環境保全がつけ加わったという立場に立っているように思われるのは、従来からの議論と違うところがあると思うのです。少なくとも治水、利水、環境の3つを同列というよりは、ちゃんと考えていこうというレーンを出せる立場でいくと、ここのところを少し分けた方がよいのではないかという気がしています。

3時10分くらいになりましたので、お休みをとらせて頂いた方がよいのではないかと思います。今後のことについて、お休みの間に考えて頂けませんでしょうか。

例えば、井上委員の先ほどのご意見や、寺川委員の丹生ダムについてのご意見について、大変失礼ながら幾らかお断りした理由は、やはり今日なりいつなりに、琵琶湖部会としての中間とりまとめをある程度まとめなければいけないというかせがあるからです。従って、今から後の議論には、ここをこのように直せとか、ここについては2つのオルタナティブ

を提起せよとかということがやはり議論されなければいけないと思います。

つまり、これは流域委員会全体の考え方ですが、十分にまとまる場所はまとまればよいが、議論中のことについては、「河川管理者」も当然に議論するべきであるということもあるでしょうし、多数意見、少数意見はこうであるということもあるでしょう。或いは、出てきた中間とりまとめに対して、このところだけは絶対に許せないという少数意見をまずつけ加えて頂いたらよいわけです。ある程度のオルタナティブを入れられるように、こう書けというよりは、こういう意見も追加して並べておけというような形で言って頂けるとありがたいと思います。

それで、私はできるだけそういうご意見自体は、部会の間にとにかく出すだけ出して頂きたいと思います。というのは、作業部会は部会ではありませんので、公開になりません。従って、どのような議論も公開で行われるはずではないかという従来の考え方に関しては、公開の席上で全部意見を出して頂くことが是非必要だと思います。後半の部分については、どのように変わるかは後の話として、せめてこの問題についてはもっとこのようにはっきり書けということがありましたら、議論をして頂きたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 近藤）

3時半に再開したいと思います。

〔休憩 15:14～15:30〕

庶務（三菱総合研究所 近藤）63

それでは、引き続き審議の方をよろしく願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

再開させていただきます。

いろいろお考えを頂いたかと思いますが、先ほど申しましたように、公開で開かれている部会の間に、この部分はこのように変えて、こういう部分を入れるべきだということなどを、議論して頂くことが必要だと思いますので、是非よろしく願います。

ついでに言うと、今日初めておっしゃる話はできるだけやめて頂いて、従来いろいろ議論してきた内容に関して、それを、こう言ったのが入っていないとか、こういう点はどうであるか等、言って頂けると大変ありがたいです。もちろん、とんでもない大事なことは別ですので、今日でもお話しいただければと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

この部会では治水のことをあまり議論していないのですが、流域委員会で、治水の話は非常に重要な問題として議論されておりますので、その一部を9ページの2-2「琵琶湖へ流入する河川について」というところにもはっきりした格好で入れさせて頂ければと、今考えたのですが、いかがでしょうか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

具体的に、どのようなことですか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

直轄河川もありますし、やはり治水というのは、我々が安全、安心に暮らせる根本ですので、2-2の「琵琶湖へ流入する河川について」に順番をずらして(1)として入れたいと思います。

内容としては、資料1-2の委員会の中間とりまとめ(案)10ページ、4-1の「治水・防災」のところですか。ここの内容を、少し入れさせて頂きたいということです。中身については、洪水防御の基本的対応、それから、設備対策、ソフト面の対応、ここも含めて入れさせて頂ければと思っております。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

資料1-2「第9回委員会(H14.3.30開催)資料3」の10ページの4-1の内容を入れたいと江頭委員はおっしゃっております。いかがでしょうか。

この部分について委員会に出席されていた委員は、私が発言したのはご存知だと思いますが、「洪水防御の基本的対応」のところでは、社会的許容とか、そういう内容を入れるべきであるということが1つです。

それから、「設備対策について」に関しては、「a.堤防の強化」、「b.スーパー堤防等」というこの書き方ですと、従来と全く同じように受け取られるので、例えば「a.堤防の強化」というところには、こういうような方法の他に、例えば、堤防を低めるというものを言葉として必ず入れて下さいと例えを申しました。

それから、「b.スーパー堤防等」については、スーパー堤防というのは非常に重要であることは確かなのですが、例えば、げた履き住宅というものもあるわけですから、そういうようなものをオルタナティブとして並べるということではないと、この「設備対策について」に反対であると申しましたので、つけ加えておきます。

他の方、いかがでしょうか。洪水の問題について、淀川水系流域委員会の全体が合ったものを入れることは、かなり大事なこともわかりません。

仁連委員(琵琶湖部会)

洪水対策を2-2へ入れるというご意見は適切ではないと思います。入れるとしたら、もっと全体的な観点のところへ入れるべきで、この2-2というのは、琵琶湖という湖に流入する河川の管理、いわゆる集水域管理をどうするかということです。琵琶湖の特殊性を踏まえた上で、琵琶湖に流れ込む河川、流域全体を含んだ流域の管理をどうするかというのが、重要な視点だと思います。

今言われた治水の重要性は言うまでもないことで、もっと共通事項のところへ入れるのなら理解はできます。ですから、水位と、流入河川と、流入水量コントロールは、いわゆ

る琵琶湖の特殊な問題について、意見をまとめていこうということで出したので、ちょっと文脈的にずれるのではないかと思います。

小林委員（琵琶湖部会）

どこに入れるかは別にして、治水のみならず、もう1つ滋賀県の場合には、土石流危険渓流が、物すごい数で分布しているわけです。それが一度大きな災害となった場合には、大変な被害が起きると思います。そのことは一切触れていません。

実は、滋賀県の殆どの河川について、そうした渓流環境整備計画ができております。渓流環境整備計画には、土石流危険渓流に対しての整備の方針、或いは理念等が策定されていますので、やはりどこかに治水・防災として、土石流危険渓流については盛っておいて頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

誠に申し訳ないのですが、今日からでもそれを入れるべきだと思われませんか。つまり、それを入れるかどうかについて、また議論をしないといけなくなります。

小林委員（琵琶湖部会）

先ほどの仁連委員の意見にもありましたが、どこか全体的な観点のところ、治水・防災としてそういう手だてが必要であろうと、或いは治水・防災という事業があって、こういう計画があるのだというような形で盛っておけば、それでよいのではないかと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

仁連委員のご意見についてですが、資料2の5ページの表「琵琶湖および流入河川の問題点」を見て頂きますと、この表の縦軸が「整備の方向性」の項目になっているわけです。横軸についてはそれぞれの章で書くということですので、治水の重要性というのを何らかの格好で放り込むという意味で申し上げたのです。このままこう入れるのではなくて、この表のエッセンスをやはり入れておかないと、河川整備計画というのは成り立たないのではないかと、そのように思ったものですから、申し上げました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そこはまさにその通りなのですが、文章として大変難しいところだと思います。

例えば、淀川水系流域委員会で、洪水防御を基本としなければいけないというのはあたり前です。ですから、ここで一番重要なことは、「今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える」というところです。「そのためには、破堤回避対策の実施が必要である」というのが、最も強調されている治水の内容ということになると思います。

例えば、それを琵琶湖の周りについてもやるのだということになりますと、それを今度は準用して、琵琶湖の沿岸であれば何だという話が必ず議論になります。私は、委員会とりまとめ（案）の4-1(1)「設備対策について」のところに書いてあった2つの例、堤防

の強化とスーパー堤防等で、堤防を今までどおりに強化するのは1つの方法ですが、逆に、ある場合には、堤防の高さをむしろ下げてしまう、上の方を全部飛ばしてしまう、そのことによって水が堤防を越えて出ていく回数は増えるが、家が建っていられない、或いは家が存在していることすらできないというような壊滅的な被害はやめるというオルタナティブがあるということです。どちらをとるかはまたこれから議論をしないといけません。スーパー堤防というのは、全体を上げようというわけですから、一番よいに決まっているわけですが、逆に言うと、全部の土地をかさ上げするということは、どれくらい可能かという問題があります。かさ上げを個別のところで行うとすれば、例えば、げた履き住宅等があり得るわけですから、常にかさ上げできるというわけではなくて、いろいろなところでできるわけです。そういう問題が実際に委員会、淀川部会では議論されたので、そういうものがもし出てくるとすると、琵琶湖部会では全然議論していないわけですが、今度は琵琶湖の沿岸については、この考え方を準用するとしたら、どんな考え方があるかをこれから考えないといけなくなるわけです。

ですから、私は、江頭委員のおっしゃったご意見をもし書くとすれば、今言ったようなことが河川については準用できます。それから、琵琶湖の沿岸に関しても同じようなことが、つまり、増水という問題に対してではなく、考えられるのか、考えられないのかという議論を今後していくという形であれば、琵琶湖部会としては大変おもしろい議論であると思います。

「いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える」という言い方の中には、小林委員のおっしゃった土石流等のような問題は完全に入ってきている、ひょっとしたら従来以上に入ってきているかもしれないという感じがしますから、その辺のところを入れるとすれば、私も大変よいと思います。非常に上手にいかないと、あたかもこの流域委員会が従来のあるあり方をそのまま踏襲しているかのごとくに間違っただけで聞かれるのはたまらないので、全部どのように考え直すのかというラインがわかるような格好で入るとすれば、それは大変大事な問題であるという気がします。

具体的には、琵琶湖については野洲川を例としていわゆる「河川管理者」がお話しして下さいましたので、流入河川の一部については、そういうことがある程度まで議論されたと言えるかもしれません。

西野委員（琵琶湖部会）

別の話で2点あります。

先ほど村上委員の方から、管理の主体は行政ではなく、地域住民ではないかというお話が出たのですが、それを表現している文章が全くありません。むしろそれは共通事項のところを謳うべき事柄ではないかと思います。

例えば7ページの、1「共通事項」の(2)を見ると、意識向上ということで、上から下に住民に教えてやろうというようなニュアンスです。それから、8ページの、2-1(4)も、仕組みづくりということで、やはり行政が主体になっています。ですから、1(2)と2-1(4)を一緒にして、住民とのパートナーシップとか、そういう表現に変えた方がよいのではな

いかということが1点です。

もう1点は、先ほどの10ページの2-3「流入水量コントロール・貯留」ですが、寺川委員から丹生ダムの話が出ていたのですが、ここで、ダムについては計画をいろいろ考えた上で検証することというのはあるわけですが、計画を見直すというような発想が、この2-3の項目には入っていないわけです。

それで、1つ提案するのは2-3の4行目、「このような状況のなか、流入水量コントロール・貯留に関する計画においては以下の事項が必要である」となっていますが、「以下の事項を十分考慮した上で、場合によっては計画の見直しも視野に入れること」というような表現を入れると、もう少し包括的になるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私から指名して悪いのですが、その辺については、西野委員と同様にご専門に近い方があるはずですが、その辺は何かおっしゃることがありますか。

住民と行政との関連みたいなことに関しては、前から琵琶湖部会で議論がかなりあったような気がします。

村上委員（琵琶湖部会）

今の議論についてですが、住民と行政関係の課題というのは、やはり住民の自治能力が低下しているというのは確かだと思うので、自治能力を向上させるというのは1つあると思います。それとともに、行政と住民との関係の新しいあり方をつくるという、その2点が同時に進まなければいけないということだと思いますから、これは明確に1「共通事項」の2つ目辺りに、書いてある方がよいのではないかと思います。個々の施策の中で、ちょっとした気遣いみたいなところでかなり変わっていくとは思いますが、それを河川整備計画全体の中で入れていってもらおうという形で、生きるのではないかと思います。

もう1つ、他のことも申し上げます。費用対効果という言葉が何度か出てきます。多分暗黙の了解なのかと思いますが、事業を実施することには負の効果も含むというようなことを、後ろに括弧書きでつける等、あった方がよいのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

何ページですか。

村上委員（琵琶湖部会）

ページとしては、2カ所あったと思いますが、例えば11ページの2-3(3)です。「治水効果を検証し、提示すること」の2行目に「費用対効果も含めて」とあります。ここに例えば、「費用対効果（負の効果も含む）」等といった記述をつけてはどうかと思います。そうすると、「治水効果を検証し」だけではなくなります。同じことは、12ページの(2)にもありまして、(2)の「代替案ごとの費用対効果の試算」とありますが、ここも同じような文言をつけてはどうかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

7ページにあります「整備の方向性」の1「共通事項」というのは、ある意味では、住民と、或いは住民と行政の考え方を非常にはっきり全体として書いてあるわけで、それ自身は大変結構なことだと思います。しかし、西野委員、村上委員も言われたように、こういう場合、多くは、何か行政が決めたことをどうやって相手に伝えていったらよいかとかというようなことが、今まで中心になってきていて、各々の人たちがどのように考えているか、或いはあまり考えていない、またはどのように考えて頂いて、どのようにそれを入れていったらよいかという問題が、本当は一番大事だというラインをもう少し強調した格好が、の1「共通事項」にあってもよいのではないかと思います。

それから、西野委員が先ほどおっしゃった部分は大変よくわかるのですが、計画の見直しということに関しては、私の意見は、13ページの(5)「順応性、可変性をもった計画」を参照することで済むのか、或いはそういう問題を扱う、各々の項目のところへ、くどくても入れておくかということです。一度決まったものはそのまま動くのではなくて、次々と考え直していかないといけないというのは、非常に強く議論された内容ですから、それがわかるような格好にはしないとけないと思います。

計画をやめるというのは、本当はどこかへ私個人は書きたいと思います。いろいろな計画は、変えるということと、進めるということと、やり始めるというのがあるのですが、やめるということも当然にあるはずであるという理解でして、やはりそういう問題も、今後の方向を考える時には、見方としてはあってもよいと思います。

村上委員が最後におっしゃった費用対効果は治水効果、利水効果といったもの全体に関する費用対効果を考えることがよいという意味ですね。つまり、一つ一つの項目についての費用対効果だけではなくて、難しいにしても、総合的な費用対効果が成り立つというのを考えるべきだ、そうすればマイナスという数字も当然出てくるはずであると、内容としてはそういうことですね。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

先ほど小林委員から出ました土砂災害のことですが、土石流危険渓流や崖、地滑りという課題は、ご存知のように滋賀県でやっているわけです。どういう格好で意見を申し上げようかと考えているうちに、時間が過ぎてしまって、琵琶湖部会でそういうことを言ってもしょうがないという気持ちが一方向にあり、また一方では、やはり流域全体として、我々は治水の問題というのは考えなければいけないというのがあって、これはどうしようかとずっと考えてきた問題です。それで、土砂災害については、河川法の一部改正後、2000年に土砂災害防止法が施行されました。これは建築法とタイアップして土地利用規制がかかるような格好で、法律ができていくということです。委員会の方ではその課題が出てきますので、委員会の間とりまとめではこの法律が少し活かされるようになっています。この問題について、部会のとりまとめでは間接的な表現になるのでしょうか。或いは土砂災害防止法の理念を書いて、それを後押しするような格好にするのか、それは、入れると



すれば細かいことは書けませんが、啓発的な意味では書けるのだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

5月11日に委員会、3部会合同で勉強会を開きます。委員会の中間とりまとめをどのようにするかについての勉強会ですが、委員会、或いは猪名川部会、淀川部会でどういう議論があるかを実際に聞いてみると、そのことは琵琶湖部会では全く、或いは殆ど議論しなかったが当然入れるべきだというようなことが非常にはっきりすれば、案みたいなものとして入っても少しも構わないことだとは思いますが、しかし、今日の段階で、従来からの議論も何もないものを部会として入れてしまうことには、余程のものでないと、私は少し気になっているところはあります。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの小林委員の土石流危険渓流のお話は漁業サイドからいうと非常に困る面が含まれています。

漁業では、川にしても湖にしても海にしても実は底の砂の層というのは非常に重要なのです。そういう意味で言うと、生きた砂と腐った砂とに私は分けているのですが、生きた砂というのは常にさらさらと動いているような小さな砂を指しています。こういうものが、漁業だけではなくて、他の水中の生物に対しても非常に重要な役割を持っています。それが十分補充されない河川が増えたために、海での問題まで出てきています。川も琵琶湖の漁獲量も、琵琶湖周辺の棚の部分、つまり水底の棚の部分が流砂の恒常的な補充が減ってどんどん深く沖出し幅が狭くなっていますので、これがどの程度漁業に影響しているのかは、定量的な結論を出せないのですが、漁獲する魚が減っている状態です。かなり大きな影響を受けていると定性的にはいえます。

先ほど寺川委員から出された砂利採集は、私が知っている限りでは昭和47年くらいには既に船が入ってとり始めています。再々、こんなことをしたら大変なことになると言っていたのですが、当時は行政サイドでは影響についてはっきりしたことがわからなかったのでしょうか。ところがその後、海面の方であちこち決定的な材料が出てきて、これはえらいことだというのを資料2補足に少し書いています。川、海、湖への砂の供給は、各河川から自然に逐次流されていってたまっていくわけです。これが洪水の時に一挙に流れてもよかったのですが、人間にとってそれは困るので、洪水は防ぎながら、砂の補給をどうしていくかというのが悩みの種なのです。

先ほどの土砂流の危険性を人間の側からとらえますと、完全に抑えてしまえばよいわけですが、そうされたら、水中生物、特に漁業に対しては決定的なダメージを保証するようなもので、これは書き方を間違えないようにしないと大変なことになると心配だったので、その辺の配慮を十分するためには、もう少し検討をさせて頂かないといけないのではないかと考えています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

土石流の問題については、滋賀県の周囲を見渡すと琵琶湖の周りを比良山から田上、鈴鹿と山が取り巻いているのですが、殆ど堰堤だらけです。その堰堤が先ほど出ていました土石流を防ぐということなのですが、殆ど全部埋まっているわけです。ですから土石流をそこで食い止める効果というのは、もうすでに失われてしまっていて、むしろ琵琶湖への砂供給を遮断してしまったということです。川原の砂もいわゆる骨材でとっていくということです。河床が下がるということが問題になって、さらにまた琵琶湖の砂まで取ってしまうと、先ほども言いましたような問題が出ているということです。

土石流の危険を錦の御旗に、どんどん砂防工事をやってしまったという方がむしろ問題で、その辺を見直しているのであって、今さら土石流防止をやるのだということは、もう昔の議論になるのではないかという感じがします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今まで議論していなかったことを今日議論したことにしてしまうとすれば、それは入れることはおかしくないと思います。しかしその場合には完全に2つの違う意見があります。その言い方を各々の方がかなり上手に書いて頂かないといけません。私は必ずしも矛盾するとは思いませんし、言い方によっては完全に矛盾する場合があるかも知れませんが、その辺をどう扱いたいでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

専門家として意見を言わせて頂きますと、いわゆる土石流対策をするということは土砂をとめるということではありません。

要は流域全体として、いわゆる好ましい流砂系を考えた上で土砂をコントロールするというそういう意味でとらえて頂きたいと思います。

それから土石流対策というのは人命に関わります。まだ対策は殆ど済んでいないというのが実情でありまして、非常に危険なところに住まわれている方がたくさんいらっしゃるということを認識して頂かないと、下手をしますと暴言になりますので注意をして頂きたいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今の発言は、そのまま受け入れられません。それでは、今までの治水対策は効果を上げてきたと評価しているわけですが、全然できていないということなのですか。ということは治水対策は部分的であって、まだまだこれから治水を中心にやっていくのだ、環境とかそういうものはどうでもよいのだということなのでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

決してそんなことを言っておりません。要するに治水と環境の両方が満たされるような、そういう対策をなさйтеということをお私たちはここで議論しているわけです。ですから、昔からの治水対策で、継承すべきものは継承して、悪いものは直してというのが琵琶湖部

会の立場だと思えます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味で私は発言しているのです。これまでのいわゆる河川事業というものに大変大きな問題があったということで、こういった議論を私たちはしているということです。私の発言がどうして暴言になるのでしょうか。

小林委員（琵琶湖部会）

今の暴言になるということについて言えば、実際に現在住んでいる上流部が危険渓流に指定されているとような人々に対して、今さら土石流防止をやるのだということは、もう昔の議論になるのではないかということを行った場合に、暴言になるということだと思えます。土石流の危険にさらされている人々にとっては生命財産に関わる問題であるわけです。ここで全般的なところであっても、また個別のところであっても、そういった一方的で自己中心的な言い方をするとするのはよくないということです。

それからもう1つ、渓流の土砂のことを言いましたが、この渓流環境整備計画の中には、基本理念としては、「豊かな自然環境の保全」、それから「自然と調和した安全な渓流空間の整備」、「自然に触れ合い、人が交流できる渓流空間の創造」といった、ここで論議している方針等が盛り込まれているわけです。それと、現在では土砂や小さな岩石は下流に流すような形の、例えば砂防ダムでもスリット型のダム等、いろいろ工夫がされています。

西野委員（琵琶湖部会）

今までいろいろ議論されてきてまして、実際に中間とりまとめ（案）にもそれなりに書かれています。

例えば今の生態系に与える影響ですが、土砂の運搬量の変化が生態系に与える影響というのはまだ十分わかっていないと思えます。11ページの2-3(2)「流入水量のコントロールが環境、生態系へ与える影響を検証すること」というのは、水の量だけのコントロールのことを言っています。その下に書いてある文章を読みますと、例えば「底質に与える影響」というのは水の量もあると思えますが、土砂の運搬もあります。例えばダムをつくることによって土砂の運搬量が変化する、それが下流の底質に与える影響というものもあるだろうということは今まで十分検討されてこなかったもので、これからは検討をしましょうという意味で、2-3(2)のところ例えば、「流入水量のコントロール及び土砂運搬量の変化が環境、生態系へ与える影響を検証すること」としてはどうでしょうか。

今まで治水が重要だということはもちろん認識しているわけです。しかし、例えばダムをつくることによって下流に土砂運搬の変化が起こってきます。では生態系にどういう影響が起きていくかというのは、まだ十分わかっていませんから、そのところはちゃんと調べましょうというような文言を入れるということで、今の議論というのは、ある程度は解決というか話が済むのではないかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私の考えでは、当然ながら世々の人間はどうしても後ろに研究分野みたいなものを持っていて、土石流という言葉で受ける内容そのものが、それぞれで違うのです。ですからそここのところはかなり注意して言わないといけない問題なので、今日のところは議論を終わらせて下さい。

内容としては、壊滅的な破堤等の被害の回避については十分に、一番重要に考えなければいけない。という言い方は言い過ぎなのですが、少なくとも壊滅的な被害というところで、土石流のような問題における壊滅的な被害の問題はきちんと考えられているということで、一応させて頂ければと思います。そういうことで西野さんのご意見も今の話も含めてよろしいでしょうか。

今のことにも関係するのですが、私が言葉としては少しまずいと思っているのは、例えば7ページの最後に、これまでの「水位管理が環境や生態系へ与える影響は十分明らかになってはならず、また、利水、治水と環境や生態系とのバランスがとれた計画がどのようなものかも明確ではない」とあります。これはある意味ではその通りです。

足りないからいろいろな研究を続けていかなければならないということは、一方では事実ですが、また一方では、生態系に関しては殆どわかっていないという言い方は事実と反するところもあるので、その辺の文章は注意して書かせて頂いた方がよいと思います。幾つかの部分でそんなことを感じたところがあります。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

1「共通事項」でもその他のところでも、漁業や産業、或いはヨシ産業というのが言えるかもしれませんが、そういうものに若干触れているのですが、具体的に入れる場所として考えると、11ページの2-4「湖岸、水辺対策」のところしかないのです。

魚の生息、繁殖に関しての指摘は、漁場を守れとか、魚の影響がどうのとあちこちに入っているのですが、漁業とは産業なので魚の問題とは少し違うのです。産業として考えるならこの「湖岸、水辺対策」の中に、できたらもう1つ半括弧をつけて入れるか、或いは2-4(2)「適正な利用のあり方を検討すること」の中に、として、漁業及び漁業以外も含めた産業、ヨシや古典的な漁業技術の伝承等をうまく文章化して頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

2-4の(2)の中に入れるのですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、お願いします。

村上委員（琵琶湖部会）

の計画の進め方に関してですが、例えば、13ページの(5)「順応性、可変性をもった計画」の中で、計画修正機能を盛り込んでいくという時に、河川の評価の軸というものを、

今までの例えば流下能力や涵養能力というもの以外にも、項目を立てていくということが必要であろうと思います。これは前回に幾つかこういうものがあるのではないかと、ということで私は例を挙げたつもりです。環境というものが新たに入ったことによって、河川の評価軸というものが多様になったはずなので、新たな河川の評価指標、或いは軸を設ける、開発するということも何かあった方がよいのではないかと思います。

例えば の(5)「計画修正機能が盛り込まれた計画」の文章の中に入れてもよいのかも知れませんが、あるいは、 の次に として「そのために新たな指標も設置する」という辺りになるかだと思います。

井上委員(琵琶湖部会)

5ページの表「琵琶湖および流入河川の問題点」の「淀川水系共通」の「利水面」で、「水需要予測の根拠が不明確」と書かれているのですが、これは「明確」だと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

おっしゃる意味は、明確であるということですか。

井上委員(琵琶湖部会)

勝手に不明確と書いてよいのかと思ったのですが。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

全てについて明確であるとお考えになれば、この「不明確」というのは明らかに誤りです。しかし、当然に明確なところがあれば不明確なところもあるということであれば、全体としては不明確である、或いはもしそれを言葉として強いとお考えになれば、「全体としては不明確である」というような言葉になるのか、或いは、そんなことは言わないでもよろしいというのももちろんあり得ます。そこはどうでしょうか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

これは多分、十分ではないという意味ですね。それで将来的には、もう少ししっかりした水需要予測手法に基づいてきちんとやりなさいという意味だと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

というような意味でよろしいでしょうか。そのことは従来、非常に大きく議論がされて、例えば意見の中には、水道事業者が積み上げで欲しい、欲しいと言っているのを足し算してよいのかというような議論もありました。それ自身の根拠が明確であるかどうかということ以上に、そういう問題もいろいろ議論されたことは事実ですから、何かそういう言葉に変えるということでもよろしいでしょうか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

簡単に変えて頂きたい部分を申し上げます。まず4ページの1「特性」に4つの枠の図がありますが、右上の「生態系的特性」の「固有種の存在、多様な生態系」、これは意味が不正確ではないかと思しますので、つけ加えて頂きたいと思します。

それから内湖という特殊性から、「内湖」という文言を入れて頂いた方がよいと思します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「生態系的特性」というところは、「周辺河川・田畑」等と同じように「内湖」というのを入れるということですね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

「河畔林・内湖」でよいと思します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その前おっしゃったのは何でしたか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

「固有種の存在、多様な生態系」と、これは意味が不正確だろうと思します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

どのように言ったらよろしいでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

「多様な生態系」が、内湖や河畔林等を含むとしたら、どのように整理すればよいのかわからないのですが、同じことを言っているのかと思します。このままでも構わないですが。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「生態系」という言葉には確かにいろいろあります。例えば「多様な機能を持つ生態系」という意味だととれば、そう書いた方がよろしいです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、そうですね。5ページに移ります。

まず「環境面」の一番下の「湖岸、水辺」のところに「湖岸の浅瀬・内湖の減少」とありますが、「自然湖岸の減少」というのをつけ加えて頂きたいと思します。人工湖岸が増えてきたという意味です。「湖岸の浅瀬・内湖減少」と「自然湖岸の減少」とは、違うと思します。

それから同じ表の「利水面」の「総合」のところに、「安全な飲料水の確保のために水質浄化機能体が破壊されてきた」という現状を、今の自然湖岸と同じことになるのかもしれない

ませんが、つけ加えて頂ければと思います。

7ページに移ります。7ページの2-1(1)の3行目ですが、「推計し、治水・防災、利水、利用」、それから「水質」という文言をそこに入れて頂ければと思います。「水質、環境面について現状との違いを示すこと」とありますが、これは、以前の部会で、洗堰の操作によって水質浄化が可能になるかも知れないと私は申しましたことに関連します。そういうことも検証して頂けるとありがたいと思います。

水質という観点が全体的に薄いということもありますので、11ページ2-4(3)1行目に、「魚類の産卵場所となる」とありますが、「魚類の産卵場所や水質浄化の場となる湖辺のなだらかな部分」として欲しいと思います。湖辺のなだらかな部分というのが、少しわかりにくいかもしれません。「(湖棚)」と書いていますが、私たちの専門用語では湖棚という言葉を使います。或いは、「なだらかな部分」を「沿岸部」とか「沿岸帯」でよろしいかと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

今の部分はよろしいでしょうか。私個人は今おっしゃったのはそれぞれあった方がよいと思いますが。

小林委員(琵琶湖部会)

今のことに関して、4ページの図の「多様な生態系」はこのままの方がよいのではないのでしょうか。つまり森林あり水界生態系ありという、そういう意味ではないのですか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

多様な生態系の場という意味ですか。

小林委員(琵琶湖部会)

はい。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

それでしたらよいと思います。私の申し上げたのは、正確ではないという意味だけなのです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

そうすると、例えばそこは、多様な機能を持つ多様な生態系と繰り返しましょうか。

小林委員(琵琶湖部会)

機能は後の方で言っています。要は多様な構造的な部分を言っていて、構造的な違いの部分で多様な生態系をあらわしているということだと思います。これはこれでよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。それでは「生態系的特性」のところに、機能の部分をつまみ入れておいた方がよいですね。

小林委員（琵琶湖部会）

そうですね。ついでに、6ページの表の、「水系の捉え方」の「これから」の欄にある「物理生物文化複合体」という言葉は、物理と生物と文化の複合体という意味なのでしょうが、これは何か区切るなり、少し考えた方がよいような気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

これは実は造語です。つくられた最初の言葉は「生物文化複合体」で、この生物文化複合体というのは既にもうかなり広まってしまっていますが、その前に物理をつけたのは恐らく完全なる造語だと思います。

小林委員（琵琶湖部会）

そうでしたら、下へ少し説明文が要るかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、あとのご意見はもちろん承るとして、この辺りで一度、傍聴に来て頂いている方からのご意見を聞いた方がよいと思います。傍聴者のご意見も受け入れた上で、いろいろもう少し議論して頂いた方がよいと思いますのでお願いしたいと思います。もう時間が大分押してしまって申し訳ないですが、極めて短い時間でお話を頂ければと思います。

傍聴者（片淵）

甲賀町からまいりました片淵ふさ子と申します。エコライフ in 甲賀という団体をつくっております。ご存知のように甲賀町は野洲川上流に位置しております。ここの現状を伝えさせて頂くことと、ここで今聞いたことについて私の思いを言わせて頂きたいと思います。

まず、野洲川ですが、今、川の中側で遊び場所として、かなり平坦な部分がつくられておりまして、それを守るために生えていた植物がなくなり、ブロック積みがされております。それから、県道については、道の横の草が以前は1m刈られていたのですが、今はどういふわけか3mほど木と草が刈られておりまして、かなり緑が減っています。そういう現状があります。

次に、只今ダム工事の話がされていまして、建設関係の方から何らかのアクションがあったのか等と思いつながりながら委員の意見を聞いていたわけなのですが、私自身はダムは洪水防止ではないという考え方をしております。

何故ならば、私たちは農業を上流でやっているのですが、梅雨の時期にかなり水をせきとめています。晴れの際は川の水をとめておきます。雨の降る時に（かなり多量の降雨が



あると、その堰を外して、下流へ流します。つまり、下流の方にとりましては、せきとめられる場所があるために、雨の時に外されて、大雨の際には洪水を加速させることになってしまうのです。これが上流でやっていることの現状です。

ですから、ダムは必ずしも洪水を治めているものではないと私自身は思っております。建設計画を聞いています信楽の大戸川ダム、そしてここで先ほど言われておりましたダムの件についてですが、私自身は不必要だと思っております。それよりは、上流の方でもっと緑のダム、例えばブナの木をふやす等、広葉樹林をもっと植えるように動くべきではないかと思っております。

そして今、かなり行政関係の方がいらっしゃいます。この委員会で聞かれたことを行政の方でどう生かされるのか、それが問題だと私は思っているのです。ただここでの、3時間過ごしてよいかというような思いを私自身抱いております。ちょっと過激な言い方をしましたが、私たちの税金を私たちの生活がよりよくなるように考えて使って頂きたいと、そのように思っております。

傍聴者（竹田勝博）

安土町から来ました竹田です。

今回、中間とりまとめ（案）を見せて頂きますと、前回も少しお話しをさせてもらいましたが、湿地の問題が欠落しているように思います。片降り片照りの気候条件の中で水を安定供給するためには、ある程度、干拓地を内湖に戻すとか、そうでなくても琵琶湖総合開発で崩してしまった湿地を何らかの形で確保して、保水対策を考えるというようなテーマが中間とりまとめ（案）の中には欠落しているように思います。今後を考える中間報告として私は大事だと思しましたので、そのことを入れて頂けるようよろしくお願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。他にはございませんか。

なければ戻らせて頂いて、委員の方、続きのご意見でも結構ですし、今の傍聴のお2人のご意見に関して質問、議論をして頂くというのでも構いませんので、できるだけ、今度の中間とりまとめに書く問題に関するところで是非お願いしたいと思っております。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今竹田さんがおっしゃった意見は、私が修正意見として出しているはずですが、資料2、11ページの2-4の(3)の最後のところに「また、内湖の保全につとめる」と書いていますが、「内湖を復元」という言葉を入れて、可能なところから復元するように図って欲しいのです。「内湖の保全」ではなくて、「内湖の保全及び可及的に復元を」というような形にして欲しいのですが、ご検討頂きたいと思っております。

「復元」というのは、他のところにも復元という言葉を求めているのですが、それがどうも整理の段階で落ちているのかなと思ったりするのですが、その辺は作業部会でご検討

頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

倉田委員、ご検討というより、そうしなさいとおっしゃって、それから議論にしてはどうですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

はい、そうすべきです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

別の言い方をすると、「復元」という言葉がどうかはわかりませんが、内湖というものをどのように復活させるか、或いはもっと具体的にやるかという議論は必ず出てくると思います。また内湖だけではなくて沿岸部をどのようにするかという問題は、ここにもある程度までは書いてありますが、極めて具体的なことはまた中間とりまとめではない最後の答申の時にはいろいろ考えて書くことになるのではないかと思います。

傍聴者（竹田勝博）

湿地の問題をきちっと書いて欲しいのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

内湖というだけではなくて、一般に湿地という言葉を入れようという意味ですね。

傍聴者（竹田勝博）

はい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。ご意見を承りました。私個人は、沿岸部というところは実は湿地そのものだと思っているところがあるのですが、特にそういうことを言うべきであるというご意見、承りました。

村上委員（琵琶湖部会）

今のことに関しては、もう1つは浅水域という言葉も使ってよいのかなと思っているのですが。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

これは琵琶湖部会としてコメントさせて頂くのではなく申し上げるのですが、甲賀町の方、先ほど、ダムは洪水を防ぐのではないという言い方をされましたが、ダムにはいろいろありまして、多分あなたが言われたダムというのはかんがい専用ダムであるとか、或い

は治水を目的としたダムのことではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河港課長 澤野）

今、江頭委員が言われたことに関連するのですが、野洲川の上流には幾つかダムがありますが、そのうち、例えば野洲川ダムや大原ダム、これはかんがい用の利水専用ダムで、治水の目的はありません。ダムによっては治水の目的が入っているものもあれば、利水目的のものもあるということです。その目的に応じた運用の仕方をしております。ただ、一方で洪水を悪化させるとか、そのような運用の仕方はないと考えております。

個別の細かい話でしたら、またお問い合わせ頂ければ個別にお答えできると思います。

傍聴者（片淵）

確におっしゃる通りだと思いますが、ただ新たに計画されているというダムについて、必ずしも治水目的ではないということでは言わせて頂いたと私自身は思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

何も知りませんが、恐らくこれからつくられるダムでも目的はいろいろ違うものがあり得るでしょう。ですから、それに対する対応もまた違うというのがあたり前だと思います。

それから、今の傍聴の方、最後におっしゃったことについて、琵琶湖部会へ来て頂いている「河川管理者」は直接の関係だけではなくて、今発言された滋賀県河港課の澤野さんもそうですが間接の関係の方もたくさん来て頂いています。ここでの議論はそれらの方々を通して、例えば滋賀県であれば河港課だけではなくて他の部課へも是非きちんと流して、いろいろ考える資料にしてもらいたいということを琵琶湖部会としては繰り返し申しております。そういうことだけ少しつけ加えさせていただきます。

村上委員（琵琶湖部会）

まだ何点かあるのですが、まず資料2、5ページの表「琵琶湖および流入河川の問題点」の中にもう1つ追加した方がよいのではないかと考えていることは、他の方にも事実確認をしたいのですが、「利水面」の「総合」の部分で、自己水源というのは滋賀県の中でも私は減っているのではないかと思います、そんなことはないですか。

というのは、琵琶湖からの逆水かんがいも結構行われていますし、そういう意味でため池はかなり放棄されています。そういう自己水源が少なくなって、河川からの表層水にかなり頼っている部分もあるのではないかとと思うので、自己水源をかなり放棄していつていることに関して問題意識の中に1つ入れておいた方がよいのではないかと考えています。

それと、「社会面」の「湖岸、水辺」、ここは来訪者と住民の方との間に軋轢が生じているということを入れておいた方がよいのではないかと考えています。

それと、12ページの(4)、他省庁との連携の点ですが、こういうことをここに書くのがよいのかどうかわかりませんが、今までかなり他省庁との連携で足りなかった部分があるという指摘があったと思います。今後、連携していくにあたって、実際に計画を調整し

ようとした時に、いろいろ障害が出てくると思います。以前から中村委員が、その辺の法的な部分はどなのだということをおっしゃっていたと思いますが、できればこういう作業を国土交通省がされた時に、問題点として浮かび上がってきたことをこの部会に出して頂くということもお願いしてはどうかと思っています。ですから、それをここにも書いておいたらどうかと思います。

あと 2 点あります。13 ページの (5) の「計画修正機能が盛り込まれた計画」で、ここは先ほど私が申し上げたことの繰り返しになりますが、こういった計画修正のためのモニタリング等について、地域の人たちの持っている情報等を生かすということを明記したいということです。最後に、(6) に流域センター等のことが書いてあって、河川公民館を設置すると書いていますが、これだけを読むと非常に施設先行的な感じがするので、それよりも人材育成が重要であるので、この文章の書きかえをしたいと思います。小学校区単位に着目するのは非常に大事であるので、そういう単位ごとに、今他の部会等では河川レンジャーという言葉が出ていますが、こういう片仮名はあまり好きではないので河川指導員とか他の言葉がよいと思いますが、そういう者を育成するということに書きかえた方がよいのではないかと考えています。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

最後の 2 つについては、部会でも出ておりましたし、最後の部分はの間から戻ってきているところで、村上委員がおっしゃったような形にすることに何も問題はないと思います。

前の部分ですが、よくわかりますし、私自身も内々はそう思っておりますが、ここで議論されていない内容なので、ちょっと違う言い方はできませんかね。例えば、外来者と地元民との、というのは、なかなか今の段階では議論としては難しいのではないかと考えます。自己水源の放棄されたものを確保するというのは、実際にどうであるかというのはきっとあると思いますが、それは水循環の中で、従来の川の利用の仕方をどのように変えてきたことがどう問題であるかというような形で、少し強調するというくらいにさせて頂けませんか。そうでないと、また新しい議論になってしまう可能性があります。

小林委員 (琵琶湖部会)

内湖の復元が言われていますが、以前から復元については大変危惧していることがあります。つまり、琵琶湖の水質という点から内湖復元に関係して数字で危惧することを提示しますので、ここにいる皆さんで考え、この部会でも検討してもらいたいと思います。

最初に、これから申し上げる数字は、滋賀県における平均的なものだと聞いて頂いて構いません。ある水田面積が 993ha ほどある町の例ですが、その面積の水田に使用されている化学肥料は、毎年 940t、10t ダンプにして 94 台分の量が使われていますし、また、土壌改良剤は、年間 271t、つまり 10t ダンプにして 27 台分にもなっています。さらに、除草剤は 15.3t、殺菌剤は 10.4t が毎年使用されています。これだけの化学肥料や農薬が、毎年 1000ha ほどの水田に使用されているのですから、琵琶湖周辺の滋賀県全域の

水田では想像を超えた膨大な量の化学肥料や農薬が使用されていることになるのです。現在のところ、これだけの量の化学物質がどうなっているのか全く解明されていません。こうした状況のなかで、内湖の復元を考えることは琵琶湖の水質にとって極めて危険なことでもあると考えます。もし、このままの状態の内湖を復元した場合、100 年先、200 年先になって琵琶湖に重大な影響が及ぶことも十分考えられます。

一方で、現在の日本の農業は、これだけの化学肥料や農薬を使用しないと経営が成り立たないという事実もあります。したがって、滋賀県の農林水産部ではみずすまし構想のもと、住民あげて化学肥料や農薬を減らすような環境保全型農業の取り組みを行っています。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

先ほどから湿地の問題が出ておりましたので、これについては、資料 2、11 ページの 2 - 4 の(3)「湖辺の適切な形状の確保の検討をすること」のところでは是非入れて頂きたいと思います。できたら、文章部分の「湖辺のなだらかな沿岸帯」に変わったのでしょうか、その後くらいに「湿地」と入れて頂いてもよいのではないかと思います。

先ほどから 5 ページの表の追加が行われているわけですが、私も気がついた点を 2、3 申し上げたいと思います。まず、縦軸「流入河川」、横軸「治水面」の「天井川が多い」の下に「砂のない川」を入れてもよいかと思います。それから「湖岸、水辺」の「治水面」のところには「浸食の問題」、次「利水面」の「総合」のところには「節水の問題」、それから「利用面」のところでは、「流入河川、逆水の問題」も入れておいてはどうかと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

5 ページの表は問題点ですので、今おっしゃったことは全部どこかで何回か出ておりますから入れても構わないと思いますが、よろしいでしょうか。

それから、小林委員がおっしゃった化学肥料の問題は非常に大事なことでして、方向として、湿地や内湖をどうするかというのは非常に大事なことでと私も思います。しかし、具体的な話になりますといろいろな議論があります。

例えば内湖についてはいろいろ意見がありますが、実際に現在土壌はどのようになっているかというのはかなりの程度に調べないといけないのです。実際に調べていますし、また周りからどれくらいの水が実際に入って、涵養されているかという問題もあります。下手をすると上にある汚い水がそのまま流れてきてたまっているというだけでは、違う形のものを取り入れなければならないことも考えないといけないので、ここについてはまさに小林委員がおっしゃった通りだと思います。

ここで議論しているのは、内湖なり湿地なりというものを従来どんどん減らしていくような方向に対して、重要性を考えながらずっと考えていく、保全、或いは回復をしていくことが大事だという方向を考えていくべきだという点ではたしか一致していたと思いますので、そういうこととして、しかし、具体的な問題は本当に大変だと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

1 つだけ事例を申し上げておきたいのは、例えば浅い水域をつくっていくという工事も幾つか琵琶湖の中で行われているのですが、中には、もともと健全な連続性があるところを分断してしまうような施設も幾つかあるわけです。ヨシ原を造成するために石を囲んでというような形で行われている事業もありまして、魚の漁場のためにと行ってつくられた施設なのだけでも、漁師さんに聞くと、魚は入っていないという話在实际あったりするわけです。

ですから、復元等を実際に進めていく時に、本当に効果があるのか、健全な沿岸帯を形成できるのかということに関してかなり慎重にやらなければいけないということを、中間とりまとめにはきちっとどこかに明記しておいた方がよいという気がしています。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今の件は、資料2、13ページの(5)「順応性、可変性をもった計画」というところには入りませんか。

村上委員（琵琶湖部会）

積極的に環境をよくしていこうという事業をしている時の留意点だ、とはしておいた方がよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いろいろなそういう問題に関して、事業をやってしまったらおしまいということが昔はありました。やはり、その後きちんとモニタリングをして、しかもそれを非常に早い期間に次々と公表しながら、何か起こったらやめるとか、変えるというやり方を次々とやっていくということが非常に大事だと思います。

そういう意味では、モニタリングの必要性についてはこの前も議論がありましたから、入れておいた方がよいかもわかりませんね。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

6ページの「河川整備計画策定にあたっての基本的な考え方」のところ、文章化されるのかどうかわかりませんが、縦軸が「時間」、横軸が「これまで」で、「短期的・緊急避難的対策」となっています。これはどう考えても引っかけかきまして、これまではかなり長期的な対策で、むしろ対象とするものが大き過ぎてなかなか進まないというようなことだったのではないかと思います。短期的・緊急的対策というのは、いわゆる生態系に対しての課題は当てはまるのかもしれませんが、これは完全に誤った表現なので、削除することが必要ではないかと思います。

それから、「時間」で「計画の方向性」の欄の、「100年程度の長期的な」云々と書いてありますが、手戻りのないような長期的な視点の中で、今後20、30年の河川整備計画を考えていくというのが河川整備計画の趣旨ではないかと思いますので、この「100年程度」

というのを取って、そこは修正した方がよいのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「これまで」というのは、実はこの部会で出てきた言葉ではありませんので、つまり「短期的・緊急避難的対策」というのは委員会で出てきた言葉で、いまだにそれは委員会では引っ込められておりません。

全体として議論にかけられていないので、このように扱わせて下さい。もしも委員会全体で、それはおかしいのであるということになれば、琵琶湖部会ですぐにでも考えないといけないと思いますが、委員会とは無関係にでも琵琶湖部会からこの言葉は削るべきであるか、それとも委員会は仮に削られたとしても残すべきであるか、その辺のところはどのようにお考えになりますでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

江頭委員がおっしゃった意味は、恐らく委員会で議論になったのと違う見方をなさっていると思います。これまでの話と、先ほどの100年を落とせという話とも関連していると思いますが、長い目で見ればやはり短期的だったのです。産業資本のとにかく短期的・緊急避難的な見方でやってきたが、その結果、現在のような状態が起きているというところから、短期的・緊急的ということがでてきたのだと思います。これは、タイムスパンのとり方によって、この言葉が妥当性があるかないか変わってきますので、とにかくこういうことを問題にしようということで挙げただけなので、あまりここで議論する必要はないのと、それからもう1つは、他の委員の方もそうだと思いますが、5ページも6ページもこのチャートは議論のための材料整理をしているだけで、これをそのまま載せられたらたまったものではないと私は思っています。誤解を招くところがいっぱいあるのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

どこか例を挙げて頂けませんか。ひょっとしたら、責任があると思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

言い出したらきりがなからここではやめておきます。いずれ....。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今の「短期的・緊急避難的対策」というのはこのまま残すべきだと思いますし、「100年」も残しておけばよいと思います。

倉田委員もおっしゃったように、私は、これまで治水、或いは利水でご努力頂いたということは、もちろんそれはわかるのですが、結果、非常に多くの問題を出してきたということは事実ですので、これはこのまま置いて頂きたいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

このことだけに限っていえば、多分戦後のいろいろな災害が多い時期に、河川整備計画というのはかなり短期的・緊急避難的に行われてきて、工法も一律化していて、それから全国一律ということもありました。ですから、琵琶湖の場合には、特にこういう点で改良が必要だというようなことがあったにもかかわらず、かなり一律の枠の中でやられていたということが1つあります。

それからもう1つは、短期的・緊急避難的というよりも、時間の軸の方向にずっとやっていくという表現は適当かどうか分かりませんが、要するに先を見て、一たん予測を立ててそれを実現していくというのが、その計画のスタイルだったのですが、こういう複合的な、環境面とか自然・生態系の問題とかある一定の意味から、時間軸を逆にして常にフィードバックしていくという見方が必要なのだということを入れることの方が重要なのだろうという気はします。

表現の問題はあるのですが、一方的に時間の軸の方に向いていくというやり方が、非常に大きな問題があったということではないかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、このようにさせて頂きませんか。このところをどう扱うか、なかなか難しいのですが、これを全部文章にするのは大変だと思いますので、表になるかも知れないと思います。

私は、こういう委員会をつくって、こうやろうと思われた近畿地方整備局のその方向をできるだけ生かすようなやり方を考えてさしあげることが必要なのではないかと考えています。

ですから、従来のやり方が悪かったというのではなくて、今後このように考えていこうというやり方の時には、委員会は、それをやめるという言い方もあるわけですが、どういう方向がよいのかを言うことが、実は見事に近畿地方整備局をサポートすることになるのではないかと感じるのです。

私は、こういうやり方をして欲しいということについては、ある方向をはっきりと出すということが大変よいことではないかと思えます。そういう点では、従来のやり方そのもので大体よろしいというよりも、むしろ、そうでない方を近畿地方整備局は喜ばれるのであろうとひそかに推測しています。

大体この辺で次のことを議論させて頂きたいと思いますが、一応切らせて頂いてよろしいでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

あと2点だけよろしいですか。

1点は、話を戻して申し訳ないですが、内湖の復元の問題のところ、過去の湖岸改変で内湖が減ったことはよく書かれるのですが、湖岸でどのくらい浅い、湿地帯がなくなって、どのくらいの機能が失われたのかということに関して、調査研究は十分されているのでしょうか。十分な調査研究がされていないのであれば、そういうことをしなければいけ



ないということは書いておいた方がよいのではないかと思います。

それともう1点、ちょっと議論をぶり返すのですが、大事な話で、2-3の「流入水量コントロール・貯留」のところの項目をばらすというようなことになったと思いますが、やはり今後の河川整備の中で、ダムというのは大事な項目であろうと思うので、これは例えば、ダムについてということで、項目を立ててわかりやすく出してしまった方が、うやむやにしないでよいのではないかと考えてしまうのですが。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ばらすというのはどこですか。

村上委員（琵琶湖部会）

2-3の「流入水量コントロール・貯留」のところは、例えば流入河川の問題としてその中に入れようと、項目に立てるのはやめようという話になっていたと思いますが、ここはやはり項目を立て直した方がよいのではないかと考えているので、そこをもう1回だけ、議論をしたいと思いました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

2-3、2-4 というのと同じくらい、ダムを入れるというわけですね。つまり、琵琶湖へ流入する河川についてという項目だけではなくて、その次に、ダムについてというのを入れるということですね。

村上委員（琵琶湖部会）

そうです。特に下流との関連があるダムもありますので、その2-2に関しては比較的、琵琶湖からその琵琶湖流域くらいのイメージでの議論であるということもあるので、ここに入るかなと思うのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私自身は、まさに村上委員が今おっしゃった意味で、ダムという項目を立てたくないのです。つまり、ダムに対する大阪の需要の話はいろいろありましたが、ダム全体としてまだ議論をしていないのです。取り敢えず、こういう上流でつくられるダムというものを考える時には、こんなことも、こんなことも考えないといけないということは、言うだけで済ますわけにはいかないでしょうかというのが私の意見です。

それから、1点目の内湖についての問題も確かにあるのですが、それはやはり言葉としては今日出てきたような感じがします。それで実際にはどうかというのは、児玉所長、何か事実をおっしゃって頂けますか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

湖辺の変化ということでお示しはしていないのですが、現況、平成7年でどうだという

のは、昨年の夏頃にお示ししていたと思います。過去のものについても、取りまとめたものが今すぐ示せませんので、次回以降に比較したものをお示ししたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういうのが出ましたからついでに申し上げておきますと、今、滋賀県の琵琶湖の環境保全に関する委員会が学術委員会でしたかの話の時に出了ました。

つまり、湖岸をどのようにするかという目的によって、そのカテゴリーの分け方が幾らか違うところがあります。それで当然、過去との関係では、そういうカテゴリー分けて議論をしないといけないことは確かだということです。例えば、自然護岸という言葉で書かれているものが、どういうものがあるかということは、これはやはりちゃんと検討しなければいけないことで、書いてある数字だけでやるということは、というような話が出ました。また同時に、周りの田んぼについても、ここは田んぼであるという言い方ではなくて、昔の網状になって水が流れていたような田んぼと、きちっと整備されて、ぱっと流れるような田んぼとでは、意味が全く違う部分もあります。そういうところは、やはり一方では、目的に合わせながら新しい見方をしないといけないのですが、過去との比較においては、過去のカテゴリーをそのまま使うという比較もしないといけないという議論が出ておりました。

その点は、過去との比較のデータは既にあったように思いますし、滋賀県の方もたしか持っていらっしゃるわけです。と同時に、これからいろいろ考える時には、我々自身も幾つかのところについて、湖岸はそれにはこういう名前を出ているが、実際にはこうなのだというのも極めて具体的に考えないといけないかもしれません。

これから後、拡大作業部会を開かせて頂きます。できるだけ多くの委員に参加して頂きたいと申しているわけですが、今日の議論をどのように文章化するかということについては、そこでさせて頂きます。

それから、5月11日には委員としての合同勉強会をさせて頂きます。合同勉強会では、淀川部会、猪名川部会で議論をされていることも、ある程度までご報告になりながら議論をすることになるはずですが、しかもその時には、委員会の中間とりまとめの話をする事になるはずですが、そこでいろいろなことを変えていくということをやりますが、委員会については、合同勉強会の後で運営会議があって、5月中に正式の委員会がありますが、琵琶湖部会は現在5月の開催予定はありません。やはり物事を決めるところは、この淀川水系流域委員会の全体の考え方として、公開の場できちんとやるというのが大変必要なことではないかと思えます。

もう一つは、委員会のところである結論、或いは結論の文章が出たとしまして、それを見たら、琵琶湖部会としてはこれはつけ加えるというような部分もあるかもわかりませんが、委員会のある程度の結論、或いは文章ができた時に、それについてもう一度部会で検討するというのも必要なのではないかと思うわけです。

そういう意味で、一応、今まで皆さまのご意見を頂いたところである程度の琵琶湖部会のとりまとめは決定させて頂きたいと思えます。しかしながら、本格的に確定するのは5

月に部会を開いて、そこで文章として、琵琶湖部会としても確定させて頂くことがよいのではないかと思います。4月26日の委員会までに、琵琶湖部会の委員に関しては、今日と5月11日と2回、具体的に意見を述べて頂くわけですが、それを全部、琵琶湖部会の中間とりまとめに入れて考えていくわけですが、作業部会は公開ではありませんから、取り敢えず今日の決定に関する文章は、部会長に任せて頂きたいという言い方をせざるを得ません。その内容については5月の琵琶湖部会で確定をさせて頂きたいと、そういうことです。

そういうことにさせて頂いてよろしいでしょうかというのが1番目です。

2番目は、委員会としても4月中に中間とりまとめの文章がきちっとできたとしても、それについて、また部会との間で幾らかのやりとりはしないといけないと思いますから、5月15日の委員会では、實際上、他の問題を扱うことにはなっていますが、いわば委員会としてはここで中間とりまとめを確定するという事にならざるを得ないのではないかと思います。琵琶湖部会の中間とりまとめの最後の確定は公開の場でして頂きますが、その前のところは作業部会の結果を一度まとめ、報告するところは部会長にお任せ頂くことができるかということです。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

5月に確定というお話なのですが、4月26日の委員会の中間とりまとめ(案)についての議論が最終的なものになるのですか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

もちろんそうです。

但し、そのところで議論をして、きちっとした文章で確定されるかどうかはまだわかっていません。

それからもう1つは、委員会の最終的な中間とりまとめを見たとしたら、琵琶湖部会の中間とりまとめはこれでよいかどうかということは、その後であっても構わない部分があるのではないかとというのが私のあえて言う逃げです。

ですから、多くのことは全部、合同勉強会の時に議論をした結果としてまとめることになります。中間とりまとめとして出たものが最終的にこんなものだというのは委員の皆さまに見て頂いて、ある部分ではおしかりを受けたりすることは、どうしても必要なのではないかとという意味も含めてということです。

もしそういうやり方をお許し頂けるならば、5月15日に淀川水系流域委員会があります。何かこちらが仮にむちゃくちゃなことを言うとしても、これが済んでからではあまりにもです。5月にこの部会を追加させて頂くことができないでしょうか。連休中を避けるとすれば、5月12日の日曜日をお願い可能かということです。実際には委員会は5月15日ですから、3日間で何かをしないといけないことは殆どないと思いますが、いろいろな修正等をここで頂くことができないかというのが1つです。

中間とりまとめが仮にできたとしても、これから後、具体的な問題をいろいろと考えなければいけません。最終とりまとめは来年3月くらいの予定のようですから、それまでに、

極めて具体的なことを考えないといけません。それから、恐らくは夏頃までには、河川整備計画のたたき台のたたき台かどうか知りませんが、そういうものが「河川管理者」から出てくるということもありますから、それについても当然議論をしないといけません。それが出てくるまでの間に、いろいろな格好での議論も、或いは現地を見ていくというようなことも必要なのではないかと思っております。

今までに、少し議論になったことを言いますと、現地調査がまだ必要なところがあるのではないかという議論があります。たくさんあるのですが、特に議論になったものを言いますと、丹生ダム問題について、中間とりまとめ以後、この前はダムサイトまでですから、やはり最上流まで見に行かないといけないということになるかもしれません。

それから、琵琶湖周辺を淀川部会の人に見てもらおうということが、どうしても必要なのではないかということもあります。それは、琵琶湖部会の委員がいらっしやらない時でも構わないのですが、そういうこともあります。また、今度は琵琶湖部会委員が淀川の川岸まで、どのようになっているかということとはきちんと見て考えないと、琵琶湖部会ですから琵琶湖のことだけ考えれば半分はよいのですが、半分はそうではないはずなので、桂川や木津川まではともかくとして、絶対に淀川へは行かないといけないのではないかというのが、この前から議論されているところです。

それから、各地における意見聴取をやるという意見が前からあります。例えば委員が別れて聴きに行くような案が幾つか出ておりましたから、そういう内容のものをどうするか、つまり、住民の意見を反映するためには、幾らかの試みをやってみないといけないのではないかという意見もあります。

それから、形式の上からも実質的にも、シンポジウムのようなものを開かなければならないのではないかということが委員会でも出ておりました。中間とりまとめができた時に、その中間とりまとめについて、住民の皆さまにご批判、ご意見を頂かないといけないだろうと思います。それから、河川整備計画原案が提出されてから後、議論中にもまた住民のご意見を聴く必要があるのではないかという意見があります。これは、委員会としてはきちんと考えて下さると思いますが、京都か大阪でやるだけではなくて、琵琶湖の近くでもやる、或いは琵琶湖部会としてもやるというようなことが必要なかも知れません。

今日初めて日曜日というのでやりました。従来は全部平日でやっておりましたが、時々休みの日にするのがよろしいのではないかというご意見が方々で出ております。全部土曜、日曜とは申しませんが、選択肢に入れて頂くのはどうかということです。

時間帯については、原則はやはり13時半から16時半までというくらいのことを、とらざるを得ないのではないかと思います。

それで、今ここで議論をして頂けるとすれば、7月くらいまでの予定を決めて頂くことが可能かと思っております。それ以後は、5月の部会の時に改めてお聞きいたします。

もしお願いできれば、5月12日の日曜日はいかがなものかと思っております。5月11日の土曜日は他の部会もあり、また国土交通省が非常に大きな行事の日になっているらしいので、できるだけ避けて欲しいというご意見もありましたので、12日の日曜日にして頂ければ大変ありがたいと思っております。

その次は、6月4日に予定どおり開催させて頂きたいと思います。

それから7月の方は、当初の予定通り7月4日の木曜日でも結構ですし、或いは日曜日にして7月7日というようなやり方もあるかも知れません。

その辺りまで、特にどこか変えたいというご意見がなければ、大体7月まではこのラインにさせて頂きたいと思います。7月はどちらがよろしいのでしょうか。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

なるべく休みの日はやめた方がよいですね。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

はい、一方で、土曜、日曜は休むのがあたり前であるという意見は非常に正しいことだと思います。一方では、やはり多くの方に聴いて頂く時に、住民の方というのは、土曜、日曜の方が本当は集まりやすいというのも事実だと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

いや、そうも言えないと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

そうですか。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

私は別の会場で聴いていると、日曜日は奥さんや子供へのサービスということを言われました。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

それでは、5月は12日しか日がありませんので日曜日をお願いします。それから、6月は4日火曜日、これは前から予定されている通りの日にさせて頂きたいと思います。それで、終了時間が15時までというのを全部13時30分から16時30分までにさせて頂くとしましょう。2回、日曜日が続きましたから、7月は平日、木曜日にしましょうか。8月以降は、5月の部会で決めさせて頂くとして、5月は12日日曜日、6月4日火曜日、7月4日木曜日というところで、開催時間13時30分から16時30分をお願いします。庶務の方は、どこでやるかによって動き方は全く違いますので、場所をできるだけ早く決めて下さい。

庶務(三菱総合研究所 新田)

はい、調整します。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

もしよろしければ、8月8日、9日、決めて頂けたら、私個人は大変ありがたいです。早

い方で8月8日木曜日で決めさせて頂いてよろしいですか。では、一応そうさせて頂きませ

す。  
9月以後は、来月決めましょう。

大変中途半端で申し訳ないのですが、先ほども申しましたように、この後、拡大作業部会は続くのですが公開になりませんので、一応今のところで全体は決めて、部会長にお任せを頂く、そして、最終の中間とりまとめは委員会の中の中間とりまとめの内容も含めて、5月12日の部会にもう一度それを示して頂くということで、形の上ではお許し頂きたいと思

います。  
その他は何か。庶務の方はありますか。

庶務(三菱総合研究所 近藤)

特にありません。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

特におっしゃって下さることはありませんか。

そしたら、大変遅くなりましたが、これで委員会は閉じさせて頂きたいと思

います。  
庶務の方から、今日これからの予定をおっしゃって下さい。

庶務(三菱総合研究所 近藤)

この後、休憩を挟んで委員控室の方で作業部会を行います。委員の方はそちらの方にお

移り下さい。  
以上で第12回琵琶湖部会を閉会いたします。本日は長い時間ありがとうございました。  
作業部会に出られる委員の方は、5時半から始めたいと思

います。よろしくお願

い

## 議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。